

議案第36号

さばえSDGs推進センター設置および管理に関する条例の一部改正について

さばえSDGs推進センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年5月17日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

さばえSDGs推進センターについて、指定管理者制度を導入し、指定管理者に管理を行わせることができるよう必要な事項を定めるため、この案を提出する。

## 鯖江市条例第 号

さばえSDGs推進センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

さばえSDGs推進センター設置および管理に関する条例（令和2年鯖江市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「土曜日および日曜日」を「水曜日」に改める。

第7条を次のように改める。

（指定管理による管理）

第7条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、センターの管理を行わせることができる。

2 前項の規定により市長が指定管理者に管理を行わせる場合は、第5条および第6条の規定によるほか、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開所時間を変更し、または休所日を変更し、もしくは臨時に休所日を定めることができる。

第8条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第8条 前条の規定により指定管理者が管理を行う場合、指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) センターの施設および設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

附 則

（施行期日）

1 この条例は令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 指定管理者の指定およびこれに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、行うことができる。